

富士吉田市農業委員会 令和6年5月定例総会議事録

1 招集期日 令和6年5月28日（火）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（13名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番 藤井 與三郎 第2番 小俣 創 第4番 小俣 俊子

第5番 小野 利壹 第6番 渡邊 和英 第7番 遠山まさの

第8番 渡邊 孝治 第9番 宮下 師貴 第10番 權正 常夫

第11番 羽田 善行 第12番 勝俣 道明

第14番 滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。
遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第13番 志村 金三

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定
による農用地利用集積計画の決定について

第六 議案第4号 非農地通知交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 長田 利彦

事務局次長 木勢 美妃

会計年度任用職員 網倉 郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

それでは、ただいまから、富士吉田市農業委員会5月定例総会を開会いたします。開会にあたり、報告いたします。農業委員14名のうち、出席委員は13名であり、志村委員より欠席ということで報告を受けております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員も出席を求めていますので、併せて報告いたします。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第11番 羽田 善行 委員、第12番 勝俣 道明 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。それではここで、各自、申請事案の審査のため、暫時休憩といたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いします。

（午後2時02分休憩）

（午後2時03分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配付いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の3号につきましては、譲受人が柿の苗木を植林して柿の生産を図るための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。受理番号3の3号の申請地は、クロダ株式会社（旧小山田木鋼）の北、約40mに位置しています。申請地には柿の苗木を植えて柿を生産する予定だそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について質疑がありましたら、ご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の意見については、原案の通り、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご意義なしと認めます。

議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の5件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第1委員会の5件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の10号につきましては、賃借人が申請地を貸店舗建築用地としている追認案件となります。

用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の11号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、貸店舗建設用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

なお、受理番号5の10号及び5の11号は一体利用の案件であり、総面積が1,192㎡ありますので、県の諮問案件となります。

続きまして、受理番号5の13号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、店舗併用住宅用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の18号につきましては、住宅用地として使用していた申請地を譲受人が譲渡人より相続する追認案件となります。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の19号につきましては、現所有者が相続し、アパートの敷地として利用していた申請地を会社の倉庫用地として譲受人が譲渡人より譲り受ける追認案件となります。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から現地調査結果ならびに補足説明をお願いいたします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。5月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の10号の申請地は、本町通り中曽根交差点の南西約100mに位置しております。始末書によりますと、昭和62年から貸店舗の駐車場として使用していたそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の11号の申請地は、受理番号5の10号と一体利用する土地であり、貸店舗を建築する予定です。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の13号の申請地は、県立ひばりが丘高校の西、約20mに位置し、譲受人の所有にかかる店舗併用住宅を建築する予定です。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の18号の申請地は、ツルハドラッグ上吉田店の北、約90mに位置しております。始末書によりますと、昭和46年頃から宅地として使用していたそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の19号の申請地は、松尾神社の北、約120mに位置されております。始末書によりますと、昭和36年頃から宅地として使用していたそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第1委員会の5件について採決いたします。第1委員会の5件については

原案の通り許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

異議なしと認めます。

次に、第2委員会の4件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第2委員会の4件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の8号については、譲受人が申請地を買い受け、住宅用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の15号については、譲受人が申請地を買い取り、住宅用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の16号については、譲受人が申請地を住宅用地としている追認案件となります。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の20号については、譲受人が申請地を買い受け、駐車場用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。

5月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の8号の申請地は、パチンコワンダーの西約100mに位置しており、住宅用地として利用するものです。

また、受理番号5の15号の申請地は、下吉田東小学校の東約50mに位置しており、住宅用地として利用する予定です。いずれも必要書類も添付されており、特に問題もなく、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の16号の申請地は、受理番号5の15号の申請地に隣接しております。始末書によりますと、平成12年に譲受人が住宅を建てた時から住宅用地として使用しており、許可相当と考えます。

受理番号5の20号の申請地は、富士北麓浄化センターの西約100mに位置しており、駐車場用地として利用するものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより、第2委員会の4件について採決いたします。第2委員会の4件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の17号については、譲受人が申請地を買い受け、工場建設用地とするものです。申請地は農振農用地エリアにあたりますが、農用地区域から除外されているため、農地転用許可申請が可能な状態となっております。用途指定地域外の第2種農地であります。工場などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。5月23日に地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の17号の申請地は、宮下精工の東にあるクロダ株式会社の敷地に隣接しており、工場建設用地として利用するものです。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第5委員会の3件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の9号については、借受人が申請地を借り受け、住宅用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の12号については、今回は取り下げとなりました。

受理番号5の14号については、譲受人が申請地を買い受け、住宅用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（羽田 善行 君）

第5委員会から報告いたします。

5月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の9号の申請地は、世志自動車整備工場の南約150mに位置しています。申請人は申請地を住宅用地として利用する予定です。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の14号の申請地は、世志自動車整備工場の南約200mに位置しています。申請人は申請地を住宅用地として利用する予定です。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の3件について採決いたします。第5委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第5条許可申請の13件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦君）

今回の案件は、設定件数15件です。

筆数累計は38筆、面積合計は26,811㎡です。新規設定が5件で、他は再設定の案件です。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、利用権の新規設定分で認定農業者案件でないものについて、各地区から

現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず第4委員会よりお願いします。

○ 第4委員会推進委員（加々美 和也 君）

番号15について、第4委員会から報告いたします。5月23日に、新規設定につきまして地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号15の農地は、宮下精工の北、約220mに位置しており、野菜を栽培する予定です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

次に、第6委員会よりお願いします。

○ 第6委員会推進委員（滝口 等 君）

番号2について、第6委員会から報告いたします。5月23日に、新規設定につきまして地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号2の農地は、ことぶき診療所の北西約180mに位置しており、野菜を栽培する予定だそうです。こちらは借受人としての各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、各委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第3号については、原案の通り許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案の通り決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第4号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の1号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。5月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号21の1号の申請地は、富士パインズパークの西約200mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（質疑あり、議案第4号、第1委員会の非農地通知の交付に係る1件については、県と相談後に決定するため、次回に再審議となった。）

○ 議長（会長）

以上で、令和6年5月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告、連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉会 午後3時14分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年5月28日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 羽田 善行

委 員 勝俣 道明